



Title	＜翻訳＞「障害者の権利に関するUAE連邦法第29号(2006年)」試訳
Author(s)	澤, 裕章
Citation	アラブ・イスラム研究. 2023, 21, p. 99-110
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106204
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「障害者の権利に関する UAE 連邦法第29号（2006年）」試訳

澤 裕章*

【はじめに】

本稿は2006年に告示された「特別ニーズを持つ人の権利に関する UAE 連邦法第29号」（以下、2006年法）の試訳である。2006年法は UAE で初めて障害者の権利を定めた法律であり、その後の障害者関連法や障害者政策の基盤となっている。本稿の目的は UAE の障害者に対する法的な基本姿勢を示すことである。原文は国連西アジア経済社会委員会¹（United Nations Economic and Social Commission For Western Asia）が公開しているアラビア語版を使用した。

2006年法は全5章及び序文と末文から成る。第1章は総則、第2章は権利、第3章は免除事項、第4章は違反時の罰則、第5章は最終規定である。第1章は、用語の定義や法律全体を通底する概念や理念を定めている。第2章は障害者が享受できる権利として、（1）保健サービスおよび社会復帰訓練サービスを受ける権利（2）教育の権利、（3）労働の権利、（4）生活全般、文化およびスポーツを享受する権利、（5）適格な環境に身を置く権利を挙げている。第3章では交通や建設などに関わる金銭的な免除事項に言及している。第4章では、障害者であることを示す証明書となるカードを不正利用した場合の罰金が定められている。第5章は補足事項に言及している。

2006年法と密接な関係にあるのが、「障害者の権利に関する条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities：以下、障害者権利条約）である。2006年12月、第61回国際連合総会で採択された本条約は、従来の障害者観を転換する大きなきっかけとなった。障害（者）は医学モデルと呼ばれる枠組みで捉えられてきた。医学モデルとは障害を医学的な状態に起因する個人の症状として捉える見方である。しかし、この見方は障害の解決を医学的な治療に限定し、またその責任を個人に課していた。これに対して、オリバーは1970年代ごろに活発化した障害者の当事者運動の理念を整理し、障害の社会モデルを打ち立てた。社会モデルとは当事者が置かれた環境や社会にこそ障害の原因があると見なし、障害の社会的な解決を求める枠組みである [Oliver 1983]。障害者権利条約は障害者が有する権利を明確にし、障害者を保護の対象ではなく一人の権利主体として位置付けた。そのため、障害者権利条約が提示したモデルは障害の人権モデルとも呼ばれる [Quinn & Degener 2002]。

* 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻 博士後期課程（2023年4月1日現在）

¹ 国連下部機構の一つで、中東地域の経済活動と相互協力を強化し開発を促進することを目的に1973年にバイルートに設立された。

2006年法は障害者権利条約が採択される4か月前に成立したが、そこで言及されている権利は共通しているものがある(表1)。一方で、障害者権利条約は「政治的及び公的活動への参加」(第29条)や「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」(第21条)など2006年法では規定されていない権利に言及している。

表1：2006年法と障害者権利条約で共通して言及される権利

2006年法	障害者権利条約
保健	健康 (第25条)
リハビリテーション	ハビリテーション (適応のための技術の習得) 及びリハビリテーション (第26条)
教育	教育 (第24条)
労働	労働及び雇用 (第27条)
生活全般、文化およびスポーツ	文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 (第30条)
適格な環境	施設及びサービス等の利用の容易さ (第9条) 個人の移動を容易にすること (第20条) 相当な生活水準及び社会的な保障 (第28条)

筆者作成

UAEの障害者政策の特徴として、障害者の呼称が複数回変更されたことが挙げられる。2006年法が成立した当初は、障害者という用語は用いられず「特別ニーズを持つ人」(aṣḥāb / dhawū al-iḥtiyājāt²)と表記されていたが、2009年の改正によって呼称は障害者(mu‘āq)に統一された。これは障害者権利条約を含む世界的な潮流に合わせるのが目的の一つであると考えられる[小林 2023: 28]。ただし、障害者権利条約では権利主体としての障害者を重視していることから、障害者は disabled people ではなく persons with disabilities (アラビア語: ashkhāṣ dhawū al-i‘āqa) と表記される。

UAEは2017年に障害者の権利を強化するための国家政策を発表し、医学モデルから社会モデルへの転換を明言した[Ministry of Community Development of United Arab Emirates 2017]。さらに、ドバイ首長ムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥーム(Muḥammad bin Rāshid āl maktūm)は、その象徴として「決意の人々」(aṣḥāb al-himam)という障害者に対する独自の呼称を提案した。彼はその由来について、障害者の「功績を為しあらゆる困難を克服した記憶すべき努力にあやかった」と説明している[WAM 2017]。なお、ドバイは首長国の中で唯一障害者に関して立法しており、2014年に「ドバイ首長国における障害者の権利に関する法律」を告示し、2022年に同法を改正している。

UAEは2006年法が成立した当時から、同法が「国際基準に一致しており、障害者の平等な権利や機会、選択を提供する」[Salama, 2006]と明言している。ここでい

² 本稿のアラビア語のローマ字転写は大塚他編(2002)『岩波イスラーム辞典』岩波書店に従う。

う国際基準とは、採択の準備が進んでいた障害者権利条約を意味していると考えられる。しかし、実際には障害者権利条約の理念とは一致しない箇所がある。例えば、第1条では障害者を「障害のない人と同等の条件では通常要件を満たす能力に及ばないほどに、永続的又は一時的に身体、感覚、精神、コミュニケーション、教育又は心理の能力において、全体的又は部分的な欠損及び欠陥を有する者」と規定している。しかし、小林〔2023：31-32〕によれば、2006年法での定義には障害と社会環境の関係という観点欠けており、また全体を通して、障害の医学モデルに基づいた慈善的態度が色濃く現れており、障害者権利条約が示す障害の社会モデルへの転換は実質的には行われていない。つまり、UAE の障害者政策において、呼称の変更は表面的なパフォーマンスに過ぎず、実態を伴っていないと言える。

しかし、UAE だけでなく障害者権利条約の締約国の多くが医学モデルから完全に脱却できているわけではない〔Quinn & Degener 2002：22〕。例えば、日本は2014年に障害者権利条約に批准し、2022年に障害者権利条約が定める国連審査の対象となった。審査を行なった障害者権利委員会からは、アクセシビリティや合理的配慮の面から評価を得た一方で、法規制における医学モデルの継続やインクルーシブ教育への否定的態度など複数項目に対して懸念が示された〔CRPD/C/JPN/CO/1〕。このように日本と UAE は法律において従来の障害者観を維持しているという点で課題を共有している。この課題の所在を明らかにする上で、UAE の障害者に対する法的態度を示す2006年法の訳出は重要である。

【本文】

官報³

第453号—36年

ヒジュラ暦1427年シャアバーン月2日、西暦2006年8月26日

最新の改正に基づく法律

UAE 連邦法第29号（2006年）

障害者の権利に関して

私、ハリーファ・ビン・ザイド・アール・ナヒヤーン UAE 大統領は UAE 憲法、「省の管轄及び大臣の権限に関する UAE 連邦法第1号（1972年）」及び改正法、「義務教育に関する UAE 連邦法第11号（1972年）」、「青少年福祉分野での活動に関するクラブ組織及び協会に関する UAE 連邦法第12号（1972年）」、「UAE 大学の創設及び組織に関する UAE 連邦法第4号（1976年）」及び改正法、「非行青少年及びホームレス青少年に関する UAE 連邦法第9号（1976年）」、「労使関係の規定に関する UAE 連邦

³ 本稿では、2023年現在の日本で「障害（者）」が法律上の用語として定着していることに鑑み、「障害（者）」の用語を用いる。また、2006年法は2009年の改正により、「特別ニーズを持つ人」が「障害者」に改称された。本稿は現行法として参照することを考慮し、改正後の「障害（者）」を訳語として選定した。

法第8号（1980年）」及び改正法、UAE 連邦法第3号による刑法（1987年）及び改正法、UAE 連邦法第35号（1992年）による刑事手続法及び改正法、UAE 連邦法第7号による年金及び社会保障法（1999年）及び改正法、「交通及び運転に関する UAE 連邦法第21号（1995年）」、「青少年・スポーツ総局に関する UAE 連邦法第25号（1999年）」、社会問題相の提案、閣議の同意並びに連邦最高評議会の承認に基づき、以下の法規を公布する。

第1章 総則

第1条 通則

本法条項（aḥkāṁ）の施行において、以下に記載された単語及び表現は文脈が異なる場合を除き、対置されている文言の意味を有するものとする。

国（al-dawla）：アラブ首長国連邦。

本省（al-wizāra）：社会問題省。

大臣（al-wazīr）：社会問題相。

関係当局（al-jihāt al-ma‘nīya）：本法条項の適用に関連する連邦及び地域の機関。

障害者（al-mu‘āq）：障害のない人と同等の条件では通常要件を満たす能力に及ばないほどに、永続的又は一時的に身体、感覚、精神（a-‘aqlīya）、コミュニケーション、教育又は心理（a-nafsīya）の能力において、全体的又は部分的な欠損（quṣūr）及び欠陥（ikhtilāl）を有する者。

カード（al-biṭāqa）：本省が障害者に付与し、所有者が障害者であることを証明する公的文書と見なされ、本法及び施行に際して告示される規定及び決定で明示される権利及びサービスを所有者に保証する ID カード。

差別（al-tamyīz）：国の現行法に従って定められたあらゆる権利の承認、並びにその平等な享受及び実施を阻害又は廃棄する、障害を理由にしたあらゆる区別、疎外又は制限。

第2条

本法は障害者の権利の保障並びに能力（qudrāt）及びケイパビリティ（imkānāt）の範囲での全てのサービスの提供を目指す。障害が原因で特に福祉分野並びに社会、経済、保健（al-ṣiḥḥīya）、教育、職業、文化及び助成に関するサービスにおいて、障害者がその権利及びサービスを得るのを妨げられることがあってはならない。

第3条

国は障害者に対して、全ての法律において障害者以外の人々との平等及び障害を理由にした差別の否定を保障する。また、経済及び社会の発展に関するあらゆる政策及びプログラムにおいて障害者に配慮し、障害に基づいた差別を禁ずる適切な手続きを行なうことを保障する。

第4条

本省は関係当局との調整の下、障害者、その家族及び地域環境に向けて、本法及

びその他法律で規定される権利並びに障害者に提供されるサービスに関連する全ての事柄に関する啓発プログラムを用意する。

第5条

合法的な根拠に基づくあらゆる判決、基準及び行為は差別と見なされず、国は障害者が権利及び自由を享受し、不正に権利を侵害されたり褫奪されたりすることを禁ずるために必要な全ての方策を保障する。

第6条

国は障害者に対して、法的理由によりその自由が制限されるあらゆる状況において法的援助を保障する。障害者の自由を制限する決定がある場合は、以下の措置を執る。

1. 特別ニーズのある人として、その状態及びニーズに配慮した人道的に対応する。
2. 自由を制限する理由に関連する必要な情報及びデータを当人に提供する。
3. 内閣による決定事項で告示されたように、訴訟料、費用又は罰金を支払えない場合には適切な援助を提供する。

第7条

国は障害者に対して、点字、手話及びその他のコミュニケーション手段を用いて意見を表明し発表する権利、並びにそれ以外の人々と同等に情報の請求、受容及び発信の権利を行使することを保障する。

第8条

本法は障害者に対して、通信、診療録及び個人的な事項に必要な保護を保証する。本法の施行規定は、上記の保護に関する規則（*dawābīṭ*）及びメカニズムを定める。

第9条

本省は関係当局との協力の下、障害者のケア、訓練及び養成（*ta'hīl*）に関連するセンター、組織及び機関を立ち上げる。これらのセンター、組織及び機関は以下の職務を担う。

- A. 社会への適応及び統合に向けた障害者の養成。
- B. 障害者に対する特別支援教育の提供。
- C. 障害者に向けた職業訓練プログラムの提供。
- D. 障害者との関わり方に関する障害者家族の訓練。

第2章 障害者の権利

第1節 保健サービス及びリハビリテーション・サービス

第10条

障害を持つ全ての国民は国家支出による保健、社会復帰及び支援に関するサービスを利用する権利を有する。サービスには以下のものがある。

- A. 外科手術は移植、潰瘍治療及び四肢矯正など障害が原因であるか否かを問わず、手術全体。専門施設及びその他施設での治療は常時であれ、一時的であれ、手術に

必要な全設備、備品及びその他用具の提供を含み、集中治療か一般治療かを問わない。

- B. 一般医、専門医、顧問医、歯科医、精神鑑定医、オーディオグラフィー医、放射線医、臨床検査及び薬剤師による検査及び治療を提供する。
- C. リハビリテーション及び専門治療（内科及び外科）。理学療法、作業療法、言語聴覚療法及び心理療法を含む。
- D. 補助器具、支援器具、移動及び固定の代替器具（義肢、補聴器及び義眼など）及び矯正具、移動支援具（車いす、杖、歩行器及び松葉杖）、潰瘍の予防器具及び手術で使用する全ての機器。

第11条

内閣の決定により、「障害者の保健サービス及びリハビリテーション・サービス特別委員会」という委員会を設置する。本委員会は保健省次官（wakil）を議長として、関係当局の代表者が委員を務める。保健相は委員会の活動及び会合の枠組みを告示する。本委員会は特に以下の役割を担う。

- 1. 診断、治療及びリハビリテーションに関するサービスを提供し、障害者の復帰に向けた現行の保健に関わるプログラム及びサービスを進展させる。
- 2. 早期発見及び早期診断、啓発並びに保健教育用のプログラムを設置し、障害分野における早期かつ専門の医学的介入の手段を保障する。
- 3. あらゆる種類の障害部門での保健に関する専門人材を提供し、その訓練及び養成を行う。
- 4. 障害を誘発する原因、結果及び予防手段を特定する国家による研究を準備し、国の関係当局に周知する。
- 5. 大臣へ定期的に報告書を提出し、適切な措置を執るための内閣への上申を準備する。

第2節 教育

第12条

国は障害者に対して、全ての教育機関並びに職業訓練、成人教育及び継続教育での教育において平等な機会を保障する。一般クラス、又は必要であれば特別クラスにも及び、必要に応じて手話、点字及びその他のあらゆる方法で教育課程を提供する。

障害は公立でも私立でも教育機関への所属、参加又は入学を本質的に妨げるものではない。

第13条

教育省及び高等教育・科学研究省は関係当局の協力の下、教育上の診断、カリキュラム並びに教育用の簡便なツール及び技術を提供するために適切な手続きを踏む義務を負う。また、障害者とのコミュニケーションを強固にする代替方法を提供し、学習のための代替策及び容易な物理的環境など、障害者の学生に対して完全な参加を保障するのに必要な手段を設定するように努める。

第14条

教育省及び高等教育・科学研究省は関係当局の協力の下、障害者及びその家族を相手に働く労働者に対して、診断及び早期発見並びに教育、社会、心理、医学又は職業における養成に関する学問の専門性を提供し、就業期間中に労働者が専門性及び現代の知識を向上させるための職業訓練プログラムを提供することを保障しなければならない。

第15条

内閣の決定により、「障害者教育専門委員会」という委員会を設置する。本委員会は教育省次官を議長として、関係当局の代表者が委員を務める。教育相は委員会の活動及び会合の枠組みを告示する。本委員会は特に以下の役割を担う。

1. 全ての障害者に対して、全ての教育機関における一般学級又は特別支援教室での乳幼児期からの平等な教育機会を保障する実行プログラムを制定する。
2. 教育プログラムの方法論的構造を発展させ、時代の精神及び技術の発展に応じながら、発育及び心理での障害者の特徴と調和する教育プログラムを用意する。
3. 一般学級へ入学し受験するためのプログラム、手続き、方法及び条件など障害者教育に関わる全ての事柄を整理する。
4. 障害者分野で活動する教育に関する人材を養成および訓練する政策を規定する。
5. 障害者の受入れを希望する全ての教育機関に対して、技術、技能並びに教育に関する助言及び援助を提供し、設備及び技術に関する財政的な要望を調査し、教育機関の環境を評価する。
6. 大臣へ定期的に報告書を提出し、適切な措置を執るための内閣への上申を準備する。

第3節 労働

第16条

障害を持つ国民は公共サービス職での労働及び就業の権利を有する。障害は職への応募及び選考において、それ自体が障壁であってはならない。障害は、本法条項の該当者に対する就業能力に関わる選考過程に際して考慮される。

第17条

本省は障害者の養成に向けた計画を実施する契約を他部局と結ぶことができ、大臣は必要な条件、条項及び規則を制定する。

第18条

国内で告示する法律は障害者に対して、政府及び民間両部門での職への就業、労働時間、休暇並びに退職に必要な規則及び退職に伴う補償又は年金の受給資格など障害者の労働に関連したその他の条項を保障するために行なわれる手続きを示す。内閣は大臣の提案に基づき、障害者に割り当てられた政府及び民間両セクターでの職業の割合を制定する。

第19条

内閣の決定により、「障害者労働特別委員会」という委員会を設置する。本委員会は本省次官を議長として、関係当局の代表者が委員を務める。大臣は委員会の活動及び会合の枠組みを告示する。本委員会は特に以下の役割を担う。

1. 障害者の就職に必要な政策及び可能な限りの長期間に亘る労働継続性を保障し最大限の能力を実現するための必要条件を立案する。
2. 認可を受けた障害者に向けて、経済的な収益性及び実現可能性のある計画の立案を推奨及び支援し、利用可能な寄付金及び低金利貸付、並びにこれらの受給方法に関する情報を提供する。
3. 労働市場、就業可能な職及びその将来的な展望に関する情報を提供する。
 4. 技術革新及び労働市場の需要に合致した職業及び仕事に関する研究を用意する。
5. 民間セクターに対して障害者の訓練、養成及び雇用を推奨及び指示し、利用可能な能力の範囲内での適切な支援を提供する。
6. 労働におけるあらゆる種類の搾取から障害者を保護するために必要な手続きを提案する。
 7. 大臣へ定期的に報告書を提出し、適切な措置を執るための内閣への上申を準備する。

第4節 一般的又は文化的生活及びスポーツ

第20条

国は障害者による文化、スポーツ及び娯楽のある生活への参加を実現するために必要な措置を以下の方法で執る。

1. 創作、芸術及び知的活動に関する障害者の能力を発達させ、社会を強化するために投資する。
2. 障害者に対して電子文書、手話、点字、オーディオ及びマルチメディアなど利用可能なあらゆる形式で文学的又は文化的な事柄を提供する。
3. 障害者に対して、メディアに関するプログラム及び媒体並びに演劇及び芸術展など全ての文化的活動を楽しませ、特別入場料の免除規則によりそのような場への参加を推進する。
4. 国内、地域及び世界での組織的スポーツ活動への障害者の参加を推進する。
5. 大臣へ定期的に報告書を提出し、適切な措置を執るための内閣への上申を準備する。

第21条

内閣の決定により、「障害者スポーツ・文化・娯楽特別委員会」という委員会を設立する。本委員会は若者・スポーツ局事務総長（al-amīn al-‘āmm）が議長を務め、関係当局の代表者が委員を務める。内閣は委員会の活動及び会合の枠組みを告示する。委員会は特に以下の機能を担う。

1. 障害者に不可欠な発達を保障し、娯楽、安全及び当人の能力との一致を特徴とするスポーツ、文化及び娯楽に関わる活動を実行する機会を付与し、基本的に障害者以

外の人々と同様に実施するための環境を提供する政策を制定する。

2. 障害者同士のスポーツ、文化及び娯楽に関わる活動を行う基盤を拡大し、知的障害者のスポーツであれ、身体及び感覚の障害者のスポーツであれ、障害者スポーツが特別支援機関での教育プログラムの中に包含されることを保障する。
3. スポーツ、文化及び娯楽の分野において障害者とともに働くための資格を持つ人材を準備するプログラムを制定する。
4. 障害者が障害者以外の人々とともに、スポーツ及び文化に関するセンター及びクラブ並びにキャンプに参加することを奨励し、適切な遊び及び活動を提供する。⁴
5. 大臣へ定期的に報告書を提出し、適切な措置を執るための内閣への上申を準備する。

第5節 適格な環境

第22条

全ての障害者は適格な環境に身を置き、障害者以外の人々がアクセス可能な場所へ行く権利を有する。

第23条

関係当局は相互に調整しながら、公共施設と公益団体のための工学的な基準及び仕様を制定する。これらの基準及び仕様は大臣の提案に基づき、内閣の決定を通じて告示される。この決定により当該の基準及び仕様、並びにこれらの例外の適用に必要な規則を定める。これらは全て障害者が利用する施設、ニーズ及び安全要件への適合並びに被害の回避に関連して定められる。

なお、本決定条項は特定の条文（naşş）による例外を除き、政府及び民間セクターに適用される。

第24条

内閣は、障害を持つ国民が公営住宅を取得するための制度及び条件を告示し、住宅の仕様、所有規則及びその他公営住宅に関わる事柄を規定する規則を制定する。

第25条

1. 道路、公共交通機関及び陸海空の移動手段において、障害者の利用並びにニーズに必要な技術的仕様が満たさなければならない。
2. 内閣は、その決定により、障害者が運転免許証を取得する必要条件及びその関連規則を制定する。交通及び運転法で定められた運転免許証に、障害者用の新たなカテゴリが加わり、障害の種類に応じて必要事項が記載される。

第26条

保険会社は、障害者が要望した場合に当人の車両について保険契約を結ばなければならない。

⁴ 原文では項目番号が5であるが、参照のしやすさを重視し番号を改めた。同様に次項5も原文の項目番号6から変更した。

第3章 免除事項

第27条

障害者専用車両は、本省から発行される障害者証明書に基づき、全ての税及び料金が免除される。前回の免除から5年が経過する又は当該車両を廃車するまで、他の車両についてこの免除事項を受けることができない。上記期間に車両を処分する場合、所定の税及び料金を支払わなければならない。

第28条

障害者に割り当てられた車両は所定の駐車料金が免除される。

第29条

内閣が定めた障害者に関する特別団体及びセンターが所有する移動手段に掛かる許可料は免除される。

第30条

内閣は、障害者が使用する建築物の建設に際して提出される建設許可申請に課される手数料の免除を受ける障害者団体及びセンターを指定する。本免除事項は本件に関して本省が発行する証明書に基づく。

第31条

本法条項の施行に際して障害者が起こした訴訟に対する法的費用は免除される。

第32条

障害者個人又は内閣が定める障害者機関及びセンターの書籍、新聞又は雑誌などあらゆる通信に掛かる手数料及び郵便代は免除される。

第4章 罰則

第33条

本法以外の法律で規定された最も厳格な罰則に影響を与えることなく法的要件なしに障害者カードを使用した者は、必要な場合には民事責任に影響を与えることなく1,000ディルハム以上、5,000ディルハム未満の罰金が科される。再犯の場合、罰則は倍加されるものとする。

第5章 最終規定

第34条

本省は障害者のためのロゴを認可し、公益団体の監督機関若しくはブックレット及び出版物を発行する機関へ普及させ、当該ロゴなどを含むプログラムを用意する。

第35条

障害者は、本件に関して本省が発行するカード以外に障害に関する証明書を求められることはない。当該カードの取得条件は大臣の決定に基づいて定められる。

第36条

本省は障害者のケア、教育、訓練及び養成に携わる非政府組織を認可する。自然

人又は法人は、本省から認可を得ない限り前述の組織を創設及び設立できない。

内閣の決定により、当該組織への認可に関わる条件、規則及び手数料、その義務及び違反時に課される罰則並びにその他活動を規定する条項を制定する。

第37条

大臣は本法条項の施行に必要な規定及び決定を告示する。

第38条

本法条項に違反又は相反する条項は全て無効とする。

第39条

本法は官報で公布され、公布日から有効とする。

ハリーファ・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン

アラブ首長国連邦大統領

アブダビ首長宮殿にて告示

ヒジュラ暦1427年ラジャブ月19日

西暦2006年8月13日

UAE 連邦法第14号(2009年)に従い、「障害者の権利に関する UAE 連邦第29号(2006年)」の条項を以下の通りに改正する。

第2章の章題及び本法条項で言及される「特別ニーズのある人」という表現を「障害者」に変更する。

本法条項で言及される「特別ニーズを持つ人」という表現を「障害者」に変更する。

本法条項で言及される「ある人」又は「持つ人」という語句が先行しない場合の「特別ニーズ」という表現を「障害」に変更する。

【参照文献】

[原文]

「特別ニーズを持つ人の権利に関する UAE 連邦法第29号（2006）」Retrieved from <https://e-inclusion.unescwa.org/resources/1075>.

[二次資料]

Concluding observations on the initial report of Japan, CRPD/C/JPN/CO/1, 7 October 2022. URL: https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2FC%2FJPN%2FCO%2F1&Lang=en. 最終閲覧日：2023/06/10

Ministry of Community Development of United Arab Emirates (2017) *National Policy to empower People of Determination*. URL: <https://u.ae/en/about-the-uae/strategies-initiatives-and-awards/policies/social-affairs/the-national-policy-for-empowering-people-with-special-needs>. 最終閲覧日：2023/3/23.

- Oliver, Michael (1983) *Social Work with Disabled People*. London: Macmillan Education.
- Quinn, Gerard, & Degener, Theresia (2002) *Human Rights and Disability: The Current Use and Future Potential of United Nations Human Rights Instruments in the Context of Disability*. New York and Geneva: OHCHR.
- Salama, S (2006) ‘Law removes barriers for people with special needs’. *Gulf News*. 最終閲覧日：2022年10月22日.
- WAM (2017) “UAE PM launches National Strategy for Empowering People with Disabilities”. Emirates News Agency-WAM. 2017/4/18. URL: <http://wam.ae/en/details/1395302609235>. 最終閲覧日：2023/3/23.
- 大塚和夫ほか編 (2002) 『岩波イスラーム辞典』岩波書店.
- 小林昌之 (2023) 「中東における障害者権利条約の実施-障害法の形成と課題-」『中東のなかの「障害と開発」』pp. 21-57. URL: <http://hdl.handle.net/2344/00053597>.
- 杉野昭博 (2007) 『障害学—理論形成と射程』東京大学出版会.